

産業廃棄物収集運搬業 許可申請の手引

許可申請にあたって

1 記入に際して

- (1) 提出書類一覧表により、提出物のチェックをして提出してください。
- (2) 副本については、受付印を押印のうえ申請者に返却します。

2 申請に伴う手数料（電子又は石川県証紙による納付）

- (1) 新規許可申請手数料 81,000円
- (2) 許可更新申請手数料 73,000円
- (3) 変更許可申請手数料 71,000円

※ 電子納付は、パソコンやスマートフォンから石川県電子申請システムにアクセスし、納付申請を行ってください。

3 申請書類の提出

次の3つの方法があります。いずれの場合も、事前に書類内容の確認日を、県ホームページの「許可申請書の提出予約フォーム」で予約をしてから提出してください。

(1) 窓口申請

予約した日時に、石川県資源循環推進課の窓口へお越しください。

(2) 電子申請

確認日の前日までに、HPの電子申請フォームから書類を添付し申請を行ってください。申請方法等は「電子申請の手引き」にて確認ができます。

(3) 郵送申請

確認日の前日までに当課へ書類等を郵送してください。郵送方法等は予約サイトにて確認できます。

4 産業廃棄物収集運搬業に係る講習会について

「許可の申請日」に、講習会の修了証が有効であることが必要です。

- (1) 新規許可講習会の修了証の有効期限は、修了証の交付日から5年以内です。
- (2) 更新許可講習会の修了証の有効期限は、修了証の交付日から2年以内です。

5 その他

- (1) 許可更新申請は、許可の有効期日の2か月程度前を目安に手続きを行ってください。
- (2) 金沢市内で積替え含む収集運搬業を行う場合、別途金沢市長の許可を要します。

令和8年6月

石川県生活環境部 資源循環推進課（審査グループ）

石川県金沢市鞍月1丁目1番地 電話番号：076-225-1472

～添付書類に関する説明等について～

1 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等について

(1) 「様式第六号（第九条の二関係）（第1面）」には、石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト廃棄物）、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む、除く旨を記載してください。

なお、石綿含有産業廃棄物の定義については別紙①を、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については別紙②を参照してください。

(2) 「様式第6号の2（第1面）」の「産業廃棄物の種類」欄において、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含むものと含まないものがあり、それぞれの処分方法が異なる場合は、2行に分けて記載してください。

(3) 「様式第6号の2（第5面）」の「5. 環境保全措置の概要(1) 運搬に際し講ずる措置」の欄において、必ず石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に関する事項を記載してください。また、運搬する廃棄物の種類ごとに環境保全措置の概要を記載してください。

なお、従前使用していなかった施設（容器・シートなど）に変更する場合は、その写真を添付してください。

2 産業廃棄物の処分方法について

事業計画の概要を記載する「様式第6号の2（第1面）」の「予定運搬先の名称及び所在地」欄には、収集運搬を行う産業廃棄物の種類ごとに、具体的な処分方法（破碎、安定型埋立等）を、括弧書きで記載してください。

なお、処分方法が安定型埋立の場合、安定型産業廃棄物以外のものは搬入が禁止されていますので注意してください。（詳細は別紙③参照）

3 処分業者の処分業許可証等の写し

様式第6号の2（第1面）（事業計画の概要）に記載されている「予定運搬先」の産業廃棄物処分業許可証の写しを添付してください。

4 申請者の運搬元又は運搬先の都道府県等の収集運搬業許可証の写し

産業廃棄物の運搬元又は運搬先が石川県の行政管轄区域以外である場合には、その行政区域を管轄する都道府県等による産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを添付してください。

5 運搬車の自動車検査証記録事項、運搬船の船舶検査証及び重機等検査証の写し

- (1) 申請日において、有効期間が満了していないものを添付してください。自動車等検査証記録事項は、車検証の IC タグから読み取りが可能です。
- (2) 運搬車の車検証の所有者又は使用者と申請者が異なる場合は、車両の賃貸借契約書の写し又は所有者等の使用承諾書を添付してください。
- (3) 船舶検査証においては、運搬船の載貨重量が確認できる書類を併せて添付してください。

6 運搬車、運搬船、重機及び運搬容器その他の写真

(更新・変更許可申請の場合で、直近の変更届の状態から変更がない場合には省略可能です。)

- (1) 運搬車等の車両番号あるいは船名などが確認できる明瞭な写真を添付してください。
- (2) 船舶については、産業廃棄物収集運搬船であることなどを記載した標章等を掲示している部分の写真と、標章等の記載事項を記した書類を添付してください。

7 運搬車等の駐車場（事業場）の付近の見取り図等

(更新・変更許可申請の場合で、直近の変更届の状態から変更がない場合には省略可能です。)

駐車場（事業場）については、次の書類を添付してください。

- (1) 付近の見取り図（周辺の状況が確認できる図面に駐車場（事業場）の位置を明記したもの）
- (2) 駐車場（事業場）に該当する土地について、土地の不動産登記簿謄本を添付してください。

なお、有蓋車庫については、底地の土地の登記簿と併せて建物の不動産登記簿謄本を添付してください。

この際、土地及び建物（車庫）について、申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類として、貸借契約書等の写し又は使用承諾書などを併せて添付してください。

転貸の場合は、所有者から申請者までの契約関係が分かるように全ての契約書の写しを添付してください。また、転貸の場合に、元となる契約に転貸禁止の条項がある場合には、必ず転貸に関する所有者の同意書や承諾書を併せて添付してください。

土地の地目が「田」又は「畑」である場合は、農地転用の手続きが確認できる書類を添付してください。

建物（車庫）が未登記の場合には、固定資産評価証明書などの添付をお願いする場合があります。

8 石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)との比較表（積替え、保管を除く。）（石川県独自）

石綿含有産業廃棄物を取り扱う場合に添付してください。右側の空欄に、左側の基準に対応した事業所の方針について記載してください。

9 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類

原則として「産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の修了証（別表－1を参照）の写しを添付してください。

10 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（法人の場合）

直前3年の各事業年度について次の書類を提出してください。

- (1) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表
- (2) 法人税確定申告書の写しのうち別表第1及び第4

※修正申告がある場合には、修正申告書の写しも併せて提出してください。

- (3) 税務署の発行する法人税の納税証明書（納税額及び納付済額の記載のあるもの（その1・納税額等証明用））

11 資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（個人の場合）

次の書類を提出してください。

- (1) 様式第6号の2（第9面）（資産に関する調書）※預金の残高証明書を添付してください。
- (2) 直前3年の申告所得税の確定申告書の写しのうち第一表及び第二表

※青色申告の方は決算書（貸借対照表及び損益計算書）の部分も併せて提出してください。

- (3) 税務署の発行する所得税の納税証明書（直前3年のもので、納税額及び納付済額の記載のあるもの（その1・納税額等証明用））

また、給与所得者は源泉徴収票の写しも添付してください。

12 経理的基礎について

「事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。」が許可条件とされており、次のいずれかを満足する必要があります。

- (1) 過去3年間程度の損益平均値で利益が計上されていること。
- (2) 自己資本比率が10パーセントを超えていること。

※(1)(2)のいずれの条件にも当てはまらない場合、又は事業年度が3年未満の場合にあっては中小企業診断士の診断書等が必要となりますので、事前にご相談ください。

【収集運搬業（積替え保管なし） 追加提出書類】

	直前3年平均損益	自己資本比率	追加提出書類
①	黒字	—	なし
②-1	赤字（直前期黒字）	直前期10%以上	なし
②-2		直前期10%未満	・今後5年間の事業計画書
③	赤字（直前期赤字）	直前期10%以上	なし
④		直前期0%~10%未満	・今後5年間の事業計画書
⑤		直前期0%未満	・今後5年間の事業計画書を含む 中小企業診断士の診断書等
⑥	赤字（直前期赤字） （直前3年平均経常利益金額等が黒字）	直前3年度が全て0%以上、かつ、いずれかの年度で10%以上 または、営業利益金額等が0円以上	なし （経常利益等を確認できる書類は必要）

※事業年度が3年未満の場合は⑤に該当。

13 定款・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

定款の末尾に、現行定款に相違ない旨を日付とともに記入の上、記名してください。

14 政令使用人に係る申立書（様式任意）

令第6条の10に定める政令使用人をおく場合は、当該使用人が政令に基づく使用人であることを申し立てる文書を添付してください。

15 住民票の写し（原本）

(1) 住民票の写し（原本）は必ず本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものを添付してください。また、個人番号（マイナンバー）の記載がないものにしてください。（申請書第2面、第3面に記載されている役員、株主等の者、令第6条の10に規定する使用人等全員について必要です。）

(2) 法人の株主に他社（有限会社又は株式会社）があるときには、その他社の法人の登記事項証明書を添付してください。

また、株主が外国法人である場合において、日本国において当該外国法人の登記事項証明書が発行されないときは、当該外国法人が現に存在することを証する、外国の公的機関（外国における政府、地方政府、大使館等）等の発行するその法人の設立に関する書類等の書類（書類が発行されない場合には、その発行する電磁的記録を印刷されたもので当該外国法人の署名又は記名押印がされたもので足りる。）及びこれを日本語訳したものを登記事項証明書として取り扱いますので、添付してください。

16 後見登記に関する登記事項証明書

法務局が交付する後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書で、「登記されていないことの証明書（後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことの証明）」を添付してください。

なお、登記事項証明書で、後見登記等ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録があった場合には、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」の該当性を判断するため、医師の診断書が必要となりますので、事前にご相談ください。

（申請書第2面、第3面に記載されている役員、株主等の者、令第6条の10に規定する使用人等全員について必要です。）

17 公的機関の証明書類について

法人の登記事項証明書、納税証明書及び住民票の写し等の証明書については、原則として原本を添付してください。なお、原本との照合が確認出来る場合に限り、コピーでの申請を認めます。コピーによる申請をする場合は、申請時に当該証明書の原本を必ず持参してください。

なお、公的機関が発行する証明書については、申請日の3か月前以降に発行されたものを添付してください。

18 先行許可証の提出による添付書類の省略について

- (1) 先行許可証（既に許可を受けている産業廃棄物処理業、産業廃棄物処理施設の許可証であって、その申請時に先行許可証の提出により添付書類の省略がされているものを除く。）の写しを提出することにより、提出書類一覧表「9、11～14」に記載された書類を省略することができます。
- (2) 提出書類一覧表の「9、11～14」の各項目番号ごとに変更が無い場合（役員及び株主に減員がある場合は除く。）にのみ先行許可証による添付書類の省略ができます。
- (3) 先行許可証の複写を提出する際には、先行許可証の提示が必要となります。
- (4) 先行許可証として用いることができる期間は先行許可証に記載されている許可の日から5年間です。
- (5) 新規許可申請時又は更新許可申請時は、次の書類を添付してください。
 - ① 提出する先行許可証を複写したもの。
 - ② 提出する先行許可証に係る許可申請書の第1面から第3面を複写したもの。
 - ③ 提出する先行許可証に係る許可申請書に添付した住民票の写し及び各登記事項証明書を複写したもの。
- (6) 変更許可申請時は、次の書類を添付してください。
 - ① 提出する先行許可証を複写したもの。

19 収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有することを証する書類

優良で信頼できる処理業者を育成するために、平成23年4月に施行された改正廃棄物処理法で創設された制度に関する書類です。

以下に示す優良基準に適合する旨の都道府県知事等の認定を受けたものは、通常5年の許可の有効期間が7年となり、許可証に「優良」の記載が追加されます。

提出書類の詳細については、下記URLを参照してください。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/sanpai/yuuryou/index.html>

<優良基準>

- ・ 特定不利益処分を受けていないこと。
- ・ 所定の事項について、インターネットで公開していること。
- ・ ISO14001又はエコアクション21の認証を受けていること。
- ・ 電子マニフェストの利用が可能であること。
- ・ 直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。
- ・ 直前3年の経常利益金額等の平均額が0円を超えていること。
- ・ 「直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。」又は「前事業年度における営業利益金額等(営業利益額+減価償却費)が0円を超えていること。」のいずれかに該当すること。
- ・ 法人税等を滞納していないこと。
- ・ 特定廃棄物最終処分場の維持管理積立金の積立をしていること。

<別紙① 石綿含有産業廃棄物について>

1 石綿含有産業廃棄物とは

石綿含有産業廃棄物とは、工作物（建築物を含む。）の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものをいいます。

特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」は、石綿含有産業廃棄物には該当しません。

※ 「廃石綿等」は、飛散性アスベストともいわれ、①吹き付け石綿、②石綿保温材、けいそう土保温材、ノーライト保温材、人の接触、気流及び振動等によりこれらの保温材と同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材、耐火被覆材、③石綿建材除去事業に用いられた廃棄されたプラスチックシート、防塵マスク、作業衣等が該当します。

2 石綿含有産業廃棄物の例

石綿含有産業廃棄物は、石綿含有成形板や石綿含有ビニル床タイル等が解体工事等により撤去され廃棄物になったものです。非飛散性アスベストともいわれ、通常の産業廃棄物に該当します。

○産業廃棄物の種類

- 石綿含有成形板が廃棄物となったものは、主に「がれき類」又は「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」に該当
- 石綿含有ビニル床タイルは、「廃プラスチック類」に該当

○石綿含有成形板とは

セメント、けい酸カルシウム等の原料に、石綿を補強繊維として混合し、成形されたもののうち、石綿含有率が0.1重量%を超えるものをいう。

○主な石綿含有成形板の製造期間、使用箇所等

製品の種類	製造期間（西暦）	主な使用箇所	代替製品の 使用開始年
石綿含有スレート（波板、ボード）	1931～2004※	屋根、外壁、内壁	1988～
石綿含有住宅屋根用化粧スレート	1961～2004※	屋根	—
石綿含有サイディング	1967～2004※	外壁	1973～
石綿含有けい酸カルシウム板第一種	1983～1994※	内壁、天井	1984～
石綿含有パルプセメント板	1954～2004※	内壁、天井	1987～
石綿含有スラグせっこう板	1973～2004※	内壁、天井	1993～
石綿含有耐火被覆材（けい酸カルシウム板第2種も含む。）	1963～1990	鉄骨	1973～
石綿含有押出成形セメント板	1970～2004※	外壁、内壁、天井、床	1992～
石綿含有ビニル床タイル	～1986	床	—

※ 各建材メーカーによって製造期間は異なっているが、参考までに建材業界全体としての最長製造期間を示す。

3 石綿含有産業廃棄物の留意事項

- ① 収集又は運搬を行う場合には、破損しない方法により、かつ、その他のものと混合しないように区分して運搬すること。この場合、石綿含有産業廃棄物を梱包し、又はシートで覆うこと。
収集運搬車輛に積み込む際に運搬車輛に比べ石綿含有産業廃棄物が大きい等やむを得ず破砕又は切断が必要な場合には、散水等により十分に湿潤化した上で、積み込みに必要な最小限度の破砕又は切断を行うこと。
- ② 中間処理施設での破砕又は切断は、原則として禁止
- ③ 産業廃棄物処理委託契約書や産業廃棄物管理票（マニフェスト）等における「産業廃棄物の種類」については、石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨の記載が必要となります。
- ④ 「廃石綿等」及び「石綿含有産業廃棄物」を分別、保管、収集、運搬、処分等を適正に行うための、必要な具体的手順については、環境省が策定した「石綿含有産業廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（令和3年3月）を参照してください。（環境省又は県ホームページ参照）

＜別紙② 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等について＞

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじんの保管、収集、運搬、処分等を通正に行うための、必要な具体的な手順については、環境省が策定した「水銀廃棄物ガイドライン」（令和3年3月）を参照してください。

1 水銀使用製品産業廃棄物の対象

区分①：水銀使用製品のうち表に掲げるもの

区分②：①の製品の組込製品（表に×印のあるものに係るものを除く）

区分③：水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている製品

1	水銀電池		23	放電管（ <small>（細径用視認できるものに限る）</small> 、放電ランプ（ <small>（蛍光灯及びHIDランプを含む）</small> ）を除く。）※	×
2	空気亜鉛電池		24	水銀抵抗原器	
3	スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるもの）※	×	25	差圧式流量計※	
4	蛍光灯 <small>（<small>（細径蛍光灯及び外部電極蛍光灯を含む。以下同じ。）</small>）</small>	×	26	傾斜計※	
5	HIDランプ（高輝度放電ランプ）	×	27	水銀注入法測定装置	
6	放電ランプ（ <small>（蛍光灯及びHIDランプを除く）</small> ）	×	28	周波数標準機	×
7	農薬		29	ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）	
8	気圧計※		30	容積形力計※	
9	湿度計※		31	滴下水銀電極※	
10	液柱形圧力計※		32	参照電極	
11	弾性圧力計（ダイヤフラム式のもの）※	×	33	水銀等ガス発生機（ <small>（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）</small> ）	
12	圧力伝送器（ダイヤフラム式のもの）※	×	34	握力計※	
13	真空計※	×	35	医薬品	
14	ガラス製温度計※		36	水銀の製剤	
15	水銀充満圧力式温度計※	×	37	塩化第一水銀の製剤	
16	水銀体温計※		38	塩化第二水銀の製剤	
17	水銀式血圧計※		39	よう化第二水銀の製剤	
18	温度定点セル		40	硝酸第一水銀の製剤	
19	顔料	×	41	硝酸第二水銀の製剤	
20	ボイ（二流体サイクルに用いられるもの）		42	チオシアン酸第二水銀の製剤	
21	灯台の回転装置※		43	酢酸フェニル水銀の製剤	
22	水銀トリム・ヒール調整装置※				

注) No. 19の顔料は、塗布されるものに限り×印に該当する。

※ 水銀の回収が義務付けられている水銀使用製品産業廃棄物

2 水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬基準

産業廃棄物の一般的な収集運搬基準に加えて、破砕することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬すること。

3 水銀含有ばいじん等の対象

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象
燃え殻、銻さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^{注)} を15mg/kgを超えて含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀 ^{注)} を15mg/Lを超えて含有するもの

注) 水銀化合物に含まれる水銀を含む

※ 水銀汚染物のうち、従来からの特別管理産業廃棄物に該当するものは、「水銀含有ばいじん等」には該当しない。

※ 水銀を一定以上（燃え殻、銻さい、ばいじん、汚泥：1,000mg/kg、廃酸、廃アルカリ：1,000mg/L以上）含む水銀含有ばいじん等は、その処分・再生時に水銀を回収すること。

4 水銀含有ばいじん等に関する留意点

水銀は常温で揮発することに鑑み、水銀含有ばいじん等に水銀が金属水銀として含まれる場合は、当該水銀含有ばいじん等の性状を踏まえて必要に応じ、蓋付の容器に入れる、二重に梱包する、シートで覆う等、運搬中に揮発した水銀が運搬容器又は梱包から漏れることのないような措置を検討すること。また、高温下では水銀の揮発が促進されるため、高温にさらされないために必要な措置を講ずること。

<別紙③ 安定型最終処分場における安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入・付着防止について>

安定型最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれのないように必要な措置（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合にあっては、環境大臣が定める方法による措置）を講ずることが義務づけられています。（廃棄物処理法施行令第6条第1項第3号ロ）

1 安定型産業廃棄物に該当しない廃プラスチック類等について

廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」であっても、次に該当するものは、安定型産業廃棄物に該当しないことから、安定型最終処分場での埋立処分が禁止されています。

○安定型産業廃棄物に該当しない廃プラスチック類等

種 類	安定型産業廃棄物に該当しない廃棄物 (安定型最終処分場に搬入できないもの)
廃プラスチック類	自動車等破砕物
	廃プリント配線板
	廃容器包装
金属くず	自動車等破砕物
	廃プリント配線板
	鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの
	鉛製の管又は板であって不要物であるもの
	廃容器包装
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	自動車等破砕物
	廃ブラウン管（側面部に限る。）
	廃石膏ボード
	廃容器包装

- ・自動車等破砕物：自動車（原動機付き自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部の破砕に伴って生じたものいう。
- ・廃プリント配線板：鉛を含むんだが使用されているものに限る。
- ・廃容器包装：固形状又は液状のもの容器又は包装であって不要物であるもの（別表第5の下欄に掲げる物質*又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬又は処分の際にこれらの物質が混入し、又は付着したことがないものを除く。）をいう。

*別表第5の下欄に掲げる物質

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類

2 工作物の新築、改築又は除去に伴い生じた廃棄物について

工作物の新築、改築又は除去に伴い生じた廃棄物を安定型最終処分場において埋立処分する際には、環境大臣が定めた次の①又は②のいずれかの方法による措置が義務付けられています。これらの方法によらないものは、安定型最終処分場での埋立処分が禁止されています。

- ① 安定型産業廃棄物と紙くず、木くず、繊維くずその他の安定型産業廃棄物以外の廃棄物とに分別して排出し、かつ、安定型産業廃棄物の埋立処分が行われるまでの間、当該安定型産業廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することのないようにする方法
- ② 手、ふるい、風力、磁力、電気その他を用いる方法により安定型産業廃棄物と紙くず、木くず、繊維くずその他の安定型産業廃棄物以外とに選別した結果、熱しやく減量を5%以下とし、かつ、当該選別の後に行う当該安定型産業廃棄物の埋立処分が行われるまでの間、当該安定型産業廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することのないようにする方法

(注) 熱しやく減量とは、対象物を強熱したときの重量減少率を表す値である。測定方法は、試料を乾燥器等により105℃±5℃で十分乾燥させた後、電気炉を用いて600℃±25℃で3時間強熱する。

別表-1

「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の修了証の取扱いについて

区分	講習会の修了証	業の許可申請ができる種類
収集・運搬課程	産業廃棄物収集・運搬課程 新規許可講習会の修了証	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物収集運搬業 新規許可申請、更新許可申請、変更許可申請
	特別管理産業廃棄物収集・運搬課程 新規許可講習会の修了証	<ul style="list-style-type: none"> 特別管理産業廃棄物収集運搬業 新規許可申請、更新許可申請、変更許可申請 産業廃棄物収集運搬業 新規許可申請、更新許可申請、変更許可申請
	産業廃棄物収集・運搬課程 更新許可講習会の修了証	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物収集運搬業 更新許可申請、変更許可申請
	特別管理産業廃棄物収集・運搬課程 更新許可講習会の修了証	<ul style="list-style-type: none"> 特別管理産業廃棄物収集運搬業 更新許可申請、変更許可申請 産業廃棄物収集・運搬業 更新許可申請、変更許可申請
処分課程	産業廃棄物処分課程 新規許可講習会の修了証	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処分業 新規許可申請、更新許可申請、変更許可申請
	特別管理産業廃棄物処分課程 新規許可講習会の修了証	<ul style="list-style-type: none"> 特別管理産業廃棄物処分業 新規許可申請、更新許可申請、変更許可申請 産業廃棄物処分業 新規許可申請、更新許可申請、変更許可申請
	産業廃棄物処分課程 更新許可講習会の修了証	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処分業 更新許可申請、変更許可申請
	特別管理産業廃棄物処分課程 更新許可講習会の修了証	<ul style="list-style-type: none"> 特別管理産業廃棄物処分業 更新許可申請、変更許可申請 産業廃棄物処分業 更新許可申請、変更許可申請

- (注) ・処理業の許可申請にあたっての新規許可講習会の修了証の有効期限は、修了証の交付日から**5年以内**です。（「許可の申請日」に修了証が有効であることが必要です。）
- ・処理業の更新許可申請にあたっての更新許可講習会の修了証の有効期限は、修了証の交付日から**2年以内**です。（「更新許可の申請日」に修了証が有効であることが必要です。）

許可取得後の手続き等について

1 許可更新

5年（優良認定業者にあつては7年）ごとに更新を受けなければ、その効力を失います。
（法第14条第2項）

2 変更許可

事業の範囲を変更しようとするときは、許可を受けなければなりません。
（法第14条の2第1項）

3 変更届

次の事項を変更したときは、10日以内（法人にあつて登記事項証明書の添付を必要とする場合は30日以内）に変更届を提出しなければなりません。

（法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項並びに規則第10条の10）

提出にあたっては、石川県の「変更届の手引き」を確認の上ご提出をお願いします。

ア 住所

イ 氏名又は名称

ウ 法定代理人、役員、株主又は出資者（100分の5以上）、政令使用人

エ 事務所及び事業場の所在地

オ 事業の用に供する施設並びにその設置場所及び構造又は規模（運搬車等）

カ 積替え又は保管の場所に関する以下の事項

- ・所在地
- ・面積
- ・積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類
- ・積替えのための保管上限
- ・積み上げ高さのうち最高のもの

キ 金沢市の産業廃棄物収集運搬業の許可（積替え許可）の有無

4 廃止届

事業の全部又は一部を廃止したときは、10日以内に廃止届を提出しなければなりません。
（法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項並びに規則第10条の10第2項）

提出書類一覧表(石川県版)

[(特別管理)産業廃棄物収集運搬業(新規、更新、変更)]

提出書類	確認	法人	個人
0. 申請書 様式第六号(第十二号)(第1面)(第2面)(第3面)		◎	◎
【更新・変更時】添付書類省略申立書		—	—
1. 事業計画の概要を記載した書類 様式第六号の2(第1面) (処分業者の処分業許可証等の写し) 様式第六号の2(第4面) 様式第六号の2(第5面)		◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎
2. 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図		/	/
① 運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設 様式第六号の2(第2面)		◎	◎
② 運搬車の自動車検査証記録事項、運搬船の船舶検査証及び重機等検査証の写し (申請日において、有効期間が満了していないこと)		◎	◎
③ 運搬車、運搬船、重機及び運搬容器その他の写真(または仕様書) 様式第六号の2(第6面)(第7面)		○	○
④ 運搬車等の車庫の付近の見取図		○	○
⑤ 積替え、保管施設に係る書類(施設を有する場合のみ) 様式第六号の2(第3面)		—	—
3. 申請者が2に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類		○	○
4. 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類(講習会修了証の写し)		◎	◎
5. 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 様式第六号の2(第8面)		◎	◎
6. 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書及び個別注記票並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (確定申告書の別表第一及び第四、法人税納税済証明書)		◎	/
7. 申請者が個人である場合には、資産に関する調書(預金の残高証明書を添付)並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(確定申告書の第一表及び第二表、所得税納付済証明書) 様式第六号の2(第9面)		/	◎
8. 申請者が法人である場合には、定款(又は寄附行為)及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 添付書類省略申立書(先行許可用)		◎ □	/ □
9. 申請者が個人である場合には、住民票の写し(本籍の記載のあるものに限る。以下同じ。)及び登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。)		/	□
10. 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない旨を記載した書類 様式第六号の2(第10面)		▽	▽
11. 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び後見登記に関する登記事項証明書		□	□
12. 申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し及び登記事項証明書		□	/
13. 申請者が法人である場合において、発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(法人)があるときは、これらの者(法人)の住民票の写し及び登記事項証明書		□	/
14. 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び後見登記に関する登記事項証明書		□	□
15. 収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有することを証する書類		—	—

注意事項

(1) 「◎」 必ず必要

「○」 更新許可、変更許可申請時に変更がなければ「添付書類省略申立書」を提出することで省略可能

「□」 「添付書類省略申立書(先行許可用)」を提出することで省略可能

「▽」 変更許可申請時のみ変更がなければ「添付書類省略申立書(先行許可用)」を提出することで省略可能

(2) 登記簿事項証明書及び住民票の写し等にあつては、申請日の3ヶ月以内に発行されたものとする。

(3) 用紙の大きさは図面等を除き、日本産業規格A列4番とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可申請書	
日付は記入せずにご持参ください。 → 年 月 日	
石川県知事 殿	申請者 〒920-8050 住所 石川県金沢市鞍月一丁目1番地 氏名 石川県庁株式会社 代表取締役 石川 太郎 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号 076-225-1472
住所・法人名は又は氏名は、 法人の登記事項証明書や住民 票の写しに記載のとおり、 〇〇丁目〇〇番〇〇号などと 正確に記載してください。	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
<p>事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物の替り）</p> <p>新規の場合には、申請する産業廃棄物の種類を略さずに正確に記載してください。 更新の場合には、今取得している許可の内容を、許可証に記載のとおり転記してください。 運搬先の処分業者の許可品目に限定が付されている場合は、その限定について記載ください。</p>	<p>積替え、保管を除く。 汚泥(無機汚泥に限る。)、廃油、廃プラスチック類*、 木くず、金属くず*、 「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」*、 がれき類 (*自動車等破砕物であるものを除く。)以上7種類</p> <p>水銀含有ばいじん等を【含む・除く】 水銀使用製品産業廃棄物を【含む・除く】 石綿含有産業廃棄物を【含む・除く】</p>
事務所及び事業場の所在地	事務所 石川県金沢市鞍月一丁目1番地 電話番号 076-225-1472
事務所の所在地を記載してください。	事業場 石川県金沢市鞍月一丁目1番 電話番号 076-225-1472 土地の登記簿に記載された駐車場の所在地（地番）を記載してください。
事業の用に供する施設の種類及び数量	様式第六号の2（第2面）のとおり
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	該当なし 積替え又は保管を行いたい場合は、別途ご相談ください。
※事務処理欄	

他の都道府県等で処理業の許可を有する場合には全て記載してください。書ききれない場合には別紙を添付してください。申請中の場合は、申請日を記載してください。

(第2面)

含
精

都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
石川県	0175399999
富山県	申請中(令和5年1月1日申請)

申請者(個人である場合)

個人の場合に記載

上段に本籍地、下段に現住所地をいずれも住民票の写しに記載のとおり、〇丁目〇番〇号などと正確に記載してください。

(ふりがな)
氏名 生年月日

いしかわ たろう
石川 太郎 S50.12.31

住 所
石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県金沢市広坂2丁目1番1号

(法人である場合)

(ふりがな)
名称

いしかわけんちょう
石川県庁株式会社

住 所

石川県金沢市鞍月一丁目1番地

法人の場合に記載

法人の登記事項証明書記載のとおり、省略せずに記載してください。

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな)
氏名 生年月日

本 籍 所
住 所

(法人である場合)

(ふりがな)
名称

住 所

(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな)
氏名 生年月日

役職名・呼称

本 籍 所
住 所

法定代理人が法人である場合、その法人の役員を記載してください。

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな)
氏名 生年月日

役職名・呼称

いしかわ たろう
石川 太郎 S20.12.31
代表取締役

いしかわ じろう
石川 次郎 S30.12.31
取締役

いしかわ さぶろう
石川 三郎 S40.12.31
取締役

いしかわ しろう
石川 四郎 S40.12.31
取締役

いしかわ かずよ
石川 一代 S50.12.31
監査役

本 籍 所
住 所

石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県金沢市広坂2丁目1番1号

石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県金沢市広坂2丁目1番1号

石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県金沢市広坂2丁目1番1号

石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県金沢市広坂2丁目1番1号

石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県金沢市広坂2丁目1番1号

法人の登記事項証明書の役員欄に記載の全役員(監査役を含む。)について記載してください。

上段に本籍地、下段に現住所地をいずれも住民票の写しに記載のとおり、省略せずに正確に記載してください。役職名についても、法人登記簿の役員欄のとおり記載してください。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

法人の登記事項証明書のとおり記載してください。

発行済株式の総数	1,000株		出資の額	10,000,000円	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の割合	本住	籍所	
いしかわ たろう 石川 太郎	S20.12.31	800株 80%	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県金沢市広坂2丁目1番1号		
いしかわ じろう 石川 次郎	S30.12.31	100株 10%	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県金沢市広坂2丁目1番1号		
いしかわうんそう 石川運送株式会社	H10.12.31	100株 10%	石川県金沢市広坂二丁目1番1号		

申請者が法人の場合には、5%以上の株主又は出資者（法人を含む。）を全員記載してください。上段に本籍地、下段に現住所地をいずれも住民票の写しに記載のとおり、省略せずに正確に記載してください。

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本住	籍所	
	役職名・呼称			
いしかわ ごろう 石川 五郎	S25.12.31	工場長	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県金沢市広坂2丁目1番1号	

申請者に当該使用人がある場合、記載してください。上段に本籍地、下段に現住所地をいずれも住民票の写しに記載のとおり、省略せずに正確に記載してください。使用人がいない場合は、「該当無し」と記載してください。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。
- 2部提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要

予定運搬先の名称、施設所在地の住所、処分方法について、処分先の産業廃棄物処理業許可証のとおり記載してください。

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載してください。）

下記排出事業者と産業廃棄物の収集運搬委託契約を締結し、排出事業者が指定する処分場（中間処理・最終処分）まで産業廃棄物を収集運搬する。

事業計画について簡潔に記載してください。

申請した産業廃棄物の種類ごとに記載ください。

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を取り扱う場合には、それらを含むものを分けて記載してください。

2. 取り扱う産業

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	汚泥 (無機汚泥に限る。)	100t/月	泥状	〇〇整備(株) 石川県小松市〇町 〇番地	なし	〇〇開発(株) 石川県加賀市〇町〇丁目〇 (脱水)
2	廃油	10t/月	液状	〇〇自動車(株) 石川県白山市〇町 〇番地	なし	〇〇開発(株) 石川県加賀市〇町〇丁目〇 (焼却)
3	廃プラスチック類	50t/月	固形	〇〇製作所(株) 石川県輪島市〇町 〇番〇	なし	〇〇サービス(株) 石川県七尾市〇町〇番〇 (破碎)
4	金属くず	10t/月	固形	〇〇製作所(株) 石川県金沢市広坂 1丁目1番1号	なし	〇〇開発(株) 石川県加賀市〇町〇丁目〇 (選別)
5	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	10t/月	固形	〇〇建設(株) 石川県金沢市鞍月1 丁目1番地 (石川県内の工事現場から排出されたもの)	なし	〇〇リサイクル(株) 石川県金沢市〇町〇丁目 〇番地 (破碎)
6	がれき類	10t/月	同上	同上	なし	同上
7	廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)	0.1t/月	同上	同上	なし	〇〇産業(株) 石川県金沢市〇町〇丁目 〇番地 (管理型埋立)
8	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)	0.1t/月	同上	同上	なし	〇〇クリーン(株) 石川県金沢市〇町〇丁目 〇番 (安定型埋立)
9	がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)	0.1t/月	同上	同上	なし	同上
10						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	清掃車	石川800あ0000	7,000kg	石川県庁株式会社	
2	キャブオーバ	石川100い0000	2,100kg	石川県庁株式会社	
3	タンク車	石川800う0000	3,000kg	石川県庁株式会社	
4	ダンプ	石川100せ0000	8,000kg	石川県庁株式会社	
5	ダンプ	石川100そ0000	8,500kg	石川県庁株式会社	
6	バン	石川100た0000	13,000kg	株式会社〇〇建設	
7	塵芥車	石川800か0000	2,000kg	石川県庁株式会社	
8					
9	車検証に記載の「車体の形状」、「自動車登録番号」、「最大積載量」について記載してください。				
10					

事務所の所在地

石川県金沢市鞍月一丁目1番地

事務所の所在地を記載してください。

駐車場の所在地

石川県金沢市鞍月一丁目1番
※ 付近の見取図を添付すること。

土地の登記簿に記載された駐車場の所在地(地番)を記載してください。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
シート・ロープ	飛散防止用		
鉄製コンテナ	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず、がれき類用	〇〇m ³	
クローズドラム缶	汚泥、廃油用	〇〇m ³	
フレコンバック	石綿含有産業廃棄物用	〇〇m ³	

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両ごとの用途

- ① 清掃車 汚泥、廃油
- ② キャブオーバ 許可品目すべて
- ③ タンク車 廃油
- ④ ダンプ がれき類（土砂禁車両を除く。）、汚泥
- ⑤ バン 廃プラスチック類、金属くず
- ⑥ 塵芥車 廃プラスチック類
（石綿含有産業廃棄物を除く。）

車検証に記載のある車体の形状と、車両ごとの運搬品目を記載ください。
なお、車検証の備考欄に「土砂等以外のものとする」と記載されている車両ではがれき類、鉋さい等は運搬できません。

(2) 収集運搬を行う時間

午前8時30分～午後6時
休業日は日曜日、休日

「役員」欄には申請書第2面に記載した役員の人数を記載してください。（監査役含む。）
「使用人」欄には申請書第3面に記載した使用人の人数を記載してください。

令和5年1月1日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	申請者又は申請者の登記上の役員以外の役員	申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
5人	1人	0人	1人	3人	2人	0人	12人

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

※変更許可の場合、追加する産業廃棄物の種類について記入すること。

※廃棄物の性状(固形、泥状、液状、粉状)に応じて運搬に使用する車輛、容器等を整理すること。

- 産業廃棄物が飛散・流出しないよう、キャブオーバ、ダンプで直積みする場合は、シート掛けを行い、シートをロープで固定する。また、容器を使用して運搬する場合は、飛散流出防止のため車両にロープで固定し、基本的にシート掛けも行う。
- 収集運搬に伴う騒音、振動によって生活環境保全上の支障が生じないよう、アイドリングストップを励行する。
- 悪臭を発生する産業廃棄物を運搬する際は、容器に入れ、密閉して運搬を行う。
- 液状物・泥状物の運搬を行う際は、タンク車又は容器を使用して運搬する。
- 石綿含有産業廃棄物の収集運搬を行う場合は、石綿含有産業廃棄物が破碎することがないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないようにフレコンバック等を使用し、区分して収集運搬する。
- 廃酸、廃アルカリを運搬する際は、他の廃棄物と混合するおそれのないよう、区分して運搬を行う。
- 水銀使用製品産業廃棄物(〇〇〇〇 ※具体的な製品名)の収集運搬を行う場合は、△△△を使用し、破碎することがないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように区分して収集運搬する。

収集運搬を行う際の、飛散流出の防止のための措置などを記載してください。

シートやロープ、ドラム缶など、運搬に使用するものを様式第6号の2(第2面)に記載してください。

石綿含有産業廃棄物を含む場合は、様式「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)との比較表」を添付してください。

(2) 積替え保管施設において講ずる措置

該当なし

(3) その他

該当なし

石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)との比較表(積替え、保管を除く。)

収 集 運 搬 の 基 準	基 準 対 応	
1 廃石綿等の収集又は運搬は次によること。 (1) 廃石綿等は、積替えを行わず処分施設に原則として直送すること。		
2 廃石綿等は、収集又は運搬の過程において飛散しないよう次のような措置を講じること。 (1) 廃石綿等の収集又は運搬を行う者は、積込み・運搬の各過程で廃石綿等を飛散させないよう慎重に取扱わねばならないこと。プラスチック袋等の積込みは、原則として人力で行なうこと。また、重機を利用する場合には、フレキシブルコンテナバック(フレコン)やパレット等を利用し、重機が直接プラスチック袋等に触れないようにすること。		
(2) 万一、プラスチック袋等の破損が生じた場合には、速やかに散水等により湿潤化させ飛散防止措置を行い、新たに二重のプラスチック袋等の耐水性の材料でこん包すること。		
3 石綿含有廃棄物は、収集又は運搬の際の接触や荷重による破断により石綿が飛散するおそれがあるので、飛散防止のため次のような措置を講じること。 (1) 石綿含有廃棄物が変形又は破断しないよう、原形のまま整然と積込み、又は荷降ろしを行うこと。 (2) シート掛け、フレコン詰め等の飛散防止措置を行うこと。	変形又は破断しないよう、原形のまま整然と積込み、又は荷降ろしを行う。 飛散防止のため、フレコン詰めを行った上で荷台をシート掛けして運搬する。	
4 石綿含有廃棄物の収集又は運搬を行う場合は、石綿含有廃棄物を破砕することのないよう、パッカー車及びプレスパッカー車への投入を行わないこと。	ダンプでの運搬を行う。パッカー車及びプレスパッカー車への投入は行わない。	
5 石綿含有廃棄物の収集又は運搬のために運搬車両等に積み込む際、運搬車両に比べ石綿含有産業廃棄物が大きい等によりやむを得ず切断等が必要な場合には、散水等により十分に湿潤化した上で、積込みに必要な最小限度の破砕又は切断を行うこと。	運搬車両等に積み込むため、やむを得ず必要最小限の切断又は破砕が必要な場合には、切断等時に散水等により十分に湿潤化する。	
6 廃石綿の運搬を行う運搬車及び運搬容器は次によること。 (1) プラスチック袋等の場合には、破損のないシート等でプラスチック袋を包み込むように覆いをかける。固化物をプラスチック袋に入れたものは、運搬途中の移動、転倒により袋が破損しないようクッション材等の措置を講ずること。 (2) 容器の場合には、運搬の際に荷台での転倒、移動を防ぐための措置を講ずること。 (3) 運搬時にプラスチック袋等の破損が生じた車両のシート等は、廃石綿等として処理する。また、荷降ろし後、荷台等の清掃を確実にすること。		
7 石綿含有廃棄物の運搬車は、石綿含有廃棄物が飛散するおそれのないものである必要があることから、次の構造を有していること。		
(1) 石綿含有廃棄物の運搬車は、石綿含有廃棄物の形状に応じた構造のものであること。 (2) 石綿含有廃棄物の運搬車は、飛散防止のためシート掛け等ができるものであること。 (3) 石綿含有廃棄物を他の廃棄物と混載する場合は、混ざらないように中仕切り等が可能であること。 (4) 運搬時に荷台での転倒や移動を防止するための措置を講ずること。		運搬は適切な運搬車で行う。 飛散防止のため、フレコン詰めを行った上で荷台をシート掛けして運搬する。 他の廃棄物と混ざらないように中仕切り等の措置を行う。 転倒や移動を防止するため、固定等の措置を講ずる。

(第6面)
運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示することが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の前面（真正面）を撮影すること。・ナンバープレートが確認できること。
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の側面（真横）を撮影すること。・名称等の車体の表示が確認できること <p>（ 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。 ）</p> <p>撮影 年 月 日</p>

(第7面)
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
			撮影 年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
			撮影 年 月 日

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	5,000	
土地		
事務所		
収集運搬車両	5,000	
積替保管施設		
調 達 方 法	自己資金	3,000
	借入金	2,000
	(借入先名)	〇〇銀行 鞍月支店
		××銀行 鞍月支店
	その他	産業廃棄物収集運搬業を行うにあたり、新たに資金が必要となる場合は、その内訳と調達方法について記載してください。
	増資	
		他業種からの参入や、更新申請の為、新たな資金調達が不要の場合は、「事業の開始に要する資金の総額」の欄に「0」と記載の上、上記記載例の様にその旨記載してください。
既に建設業を営んでおり、駐車場及び車両等の施設を有しているため、新たな資金調達は必要ありません。(更新の場合や、流通業界、建設業界等からの参入の場合)		
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

資産に関する調書(個人用)

令和5年1月1日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金	〇〇銀行 ほか	2件	5,000
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地	宅地	1筆	30,000
建 物	事務所、倉庫	2棟	10,000
備 品			
車 両	ダンプ等	7台	5,000
そ の 他			
資 産 計			50,000
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金	〇〇銀行鞍月支店	2件	5,000
短期借入金	△△銀行鞍月支店	1件	1,000
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			6,000

申請者が個人の場合のみ、銀行預金、土地等の資産と借入等の負債について記載してください。

(第 10 面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

石川県知事 様

申請者

住所 石川県金沢市鞍月一丁目 1 番地

氏名 石川県庁株式会社
代表取締役 石川 太郎